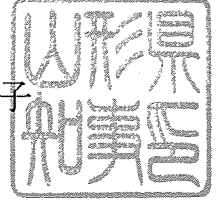


観 第 171 号
令和6年7月16日

山形県観光審議会会長 殿

山形県知事 吉 村 美栄子



おもてなし山形県観光条例に基づく基本計画の策定について（諮問）

本県では、平成26年4月に施行された「おもてなし山形県観光条例」に基づき、「第2次おもてなし山形県観光計画～^{ビヨンドニーゼロニーゼロ}beyond 2020～」を令和2年3月に策定し、具体的施策を展開してまいりました。

この間、個人旅行化の更なる進展に伴う旅行ニーズの多様化、あらゆる側面におけるデジタルシフトの加速、持続可能な観光への関心の広がりなど、本県の観光産業を取り巻く情勢は大きく変化し続けており、加えて、先の見えない物価高騰や深刻な人手不足など、多くの課題にも直面しているところです。

このような変化や課題に的確に対応し、おもてなしの心と郷土愛にあふれる県民の総参加と全産業の参加による観光立県山形を確立し、県民生活の向上を図るため、本条例第8条に定める基本計画の策定を諮問します。